

重要!!



令和6年度文化芸術振興費補助金  
(不活動宗教法人対策推進事業)

# 不活動宗教法人化の 予防について



## 『不活動宗教法人』とは

宗教法人として設立されながら、代表役員の不存在や礼拝施設の滅失等の理由により、実態として宗教活動を行っておらず、法人格のみ存在している状況に陥っているものをいいます。

放置してしまうと、第三者により当該法人格が不当に取得され、脱税やマネー・ロンダリング等に悪用されるおそれがあります。

そうなってしまうと、宗教法人制度そのものに対する国民の信頼を損ねることにも繋がりがねません。

そうなる前に所轄庁である和歌山県まで御相談ください！  
(詳しくは裏面をチェック！)

# 不活動宗教法人化の予防のために

▼ まずは運営状況をセルフチェックしましょう！



## 1 法人規則や法人印を手元に保管していますか？

はい

いいえ

→ 法人規則については和歌山県に謄本交付を、法人印については法務局に廃止・改印手続を相談しましょう。

## 2 境内建物は宗教活動に使用できる状況ですか？

はい

いいえ

→ 法人内部で補修や施設再建について話し合いましょう。

## 3 代表役員や責任役員など、法人運営に必要な役員はそろっていますか？

はい

いいえ

→ 法人規則に則り欠員の補充を行いましょ。必要に応じて法人規則上の役員数等を見直しましょ。

## 4 法人として宗教活動は行っていますか？

はい

いいえ

→ 今後の法人のあり方を考えましょ。合併や解散などの手続については、和歌山県に御相談ください（対面での相談は、事前に御予約ください）。

1つでも『いいえ』に当てはまるものがあれば  
お気軽に御相談ください

### 〈連絡先〉

和歌山県 総務部 総務課  
政策企画班（宗教法人担当）

☎ 073-441-2090 / 📠 073-431-0232  
✉ e0101001@pref.wakayama.lg.jp